

～浜松市国民健康保険傷病手当金の受給までの流れ～

新型コロナウイルス感染症またはその疑いにより療養のため労務に服することが出来なかった期間が連続4日間以上あった被用者
※被用者＝雇用主から給与の支払いを受けている方です。
事業所得のみの個人事業主等は支給対象外となります。
※傷病期間中に浜松市国民健康保険に加入している方が対象です。
それ以外の方はご加入の健康保険にお問合せください。

